

厚生労働省発基安 0322 第 23 号

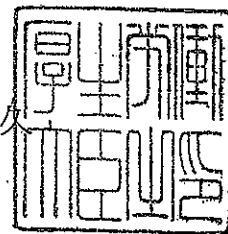
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 25 年 3 月 22 日

厚生労働大臣 田村 憲久



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 食品加工用機械に係る措置の新設

- (一) 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分に覆い等を設けるとともに、当該機械への原材料の送給時又は取出し時には、原則として、機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならないこと。
- (二) 労働者は、(一)の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこと。
- (三) 事業者は、食品加工用粉碎機又は食品加工用混合機への原材料の送給時又は内容物の取出し時には、原則として、機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならないこと。
- (四) 労働者は、(三)の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこと。
- (五) 事業者は、食品加工用ロール機の危険な部分に覆い等を設けなければならないこと。
- (六) 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が挟まれる危険があるときは、覆い等を設けなければならないこと。

(七) 事業者は、食品加工用機械の目詰まり等の調整の作業を行うときは、原則として、当該機械の運転を停止する等の措置を講じなければならないこと。

(八) (七)は食品加工用機械以外の機械についても、同様とすること。

(九) その他、所要の規定の整備を行うこと。

二 車両系建設機械に係る措置の新設

(一) 鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの（以下「鉄骨切断機等」という。）について、その譲渡等に際して厚生労働大臣が定める規格を具備しなければならぬものに追加するとともに、事業者の特別教育の実施義務等、ブレーカに課されている義務と同様の義務を規定すること。

(二) 事業者は、鉄骨切断機等の転倒又は転落による危険がある場所では、転倒時保護構造を有しない鉄骨切断機等を使用しないこと等に努めなければならないこと。

(三) 事業者は、鉄骨切断機等のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、アタッチメントの倒壊等による危険を防止するため、労働者に架台を使用させる等の措置を講じなければならない

こと。

(四) 労働者は、(三)の作業を行うときは、架台を使用しなければならないこと。

(五) 事業者は、鉄骨切断機等にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならないこと。

(六) 事業者は、鉄骨切断機等のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量を表示する等の措置を講じなければならないこと。

(七) 事業者は、鉄骨切断機等の安全弁、警報装置等について、原則として、一月以内ごとに一回、定期にその異常の有無の検査を行わなければならないこと。

(八) 事業者は、ブーム又はアームの長い鉄骨切断機等の転倒又は転落による危険がある場所では、原則として、当該機械を用いて作業を行ってはならないこと。

(九) 事業者は、物体の飛来等による危険があるときは、原則として、運転室を有しない鉄骨切断機等を用いて作業を行ってはならないこと。

(十) 事業者は、鉄骨切断機等を用いて作業を行うときは、物体の飛来等による危険がある箇所に運転者

以外の労働者を立ち入らせてはならないこと。

(十一) (二)から(七)までは車両系建設機械一般について、(八)から(十)まではブレーカについても、同様とすること。

(十二) その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成二十五年七月一日から施行すること。ただし、第一の一は、平成二十五年十月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。